

斑鳩町広報紙「広報いかるが」有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、斑鳩町公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）

第10条の規定に基づき、町が作成する斑鳩町広報紙「広報いかるが」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報いかるがお知らせページの下一段と裏表紙下段とする。ただし、広告掲載申込者が多数あるなど、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告枠を設置することができる。

2 町長は、各広告の場所、広告順序等について定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集方法)

第4条 広告掲載希望者は、原則として町広報紙等により公募するものとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は3か月単位とし、連続して掲載する期間は、1年を限度とする。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は、別に広告掲載期間を設けることができる。

(広告掲載の申込み方法)

第6条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める申込み期限までに町長に申込みをしなければならない。ただし、広告掲載枠に余裕がある場合は随時申し込みを受け付けることができる。

2 申込者は、2以上の会計年度にわたり広告掲載の申込みをする場合は、年度ごとに申込みをしなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、当該広告枠数を超えた場合は、抽選によりこれを決定する。

2 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日、場所等に、掲載しようとする広告の版下原稿等を電子媒体により提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、別に指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(インターネット上の町ホームページへの広報紙の掲載)

第9条 「広報いかるが」PDF版は、有料広告部分を削除して斑鳩町インターネット上の町ホームページ(<http://www.town.ikaruga.nara.jp/>)に公開するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この基準は、公布の日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年3月3日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日前に、広告掲載の申込みを受理したものに係る広告掲載料については、なお、従前の例による。

付 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改定後の斑鳩町広報紙「広報いかるが」有料広告掲載基準の規定は、令和元年10月1日後に発行した広報紙について適用し、同日以前に発行した広報紙については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

広告掲載場所	大きさ	配 色	広告掲載料
お知らせページ下一段相当	180mm×58mm	墨、古代朱の2色	1ヶ月（消費税別） 17,000円
お知らせページ下一段2分の1相当	89mm×58mm	墨、古代朱の2色	1ヶ月（消費税別） 9,500円
裏表紙下段	150mm×116mm	墨、古代朱の2色及び表紙カラーの時は4色カラー	1ヶ月（消費税別） 32,200円

(備考) ただし、広告のデザイン及び内容などは、広報いかるがのイメージを損なうことのないよう斑鳩町が調整する。